

令和元年 9 月 5 日
農 林 水 産 省
豚コレラ防疫対策本部決定

豚コレラ終息に向けた今後の対策

1. 野生イノシシ対策

・ 捕獲、検査等の更なる強化

捕獲重点エリアを設定した上で、銃猟を効果的に活用するとともに、わな設置数を増やす。また、ICT わなや大型囲いわなの導入を支援する。さらに、猟友会や隊友会等にも協力を依頼。

・ 経口ワクチンベルトの構築を推進

豚コレラウイルスの日本全国への拡散を防ぐため、関係省庁や関係県と連携し、東日本・西日本で経口ワクチンをベルト状に散布する。また、関係省庁との連携により一層効果的な散布の手法を検討。

・ 野生イノシシ対策の家伝法への位置づけを検討

野生イノシシ対策が長期化することが予想されるため、野生イノシシ対策を家畜伝染病予防法へ位置づけることを検討。

2. 感染経路遮断対策

※アフリカ豚コレラ対策と共通

・ 養豚農場におけるバイオセキュリティの向上

- ①具体的かつ実践的な資料の提供や講習会の開催による飼養衛生管理基準の遵守指導を繰り返し徹底
 - ②早期出荷促進対策の働きかけ強化
 - ③野生動物侵入防止防護柵について、全国の農場へ速やかに設置することを促進
 - ④農場への野生動物侵入防止対策等を義務付けるため、飼養衛生管理基準を改正
- 等を推進し、農場のバイオセキュリティを速やかに向上させる。

・ 人・モノを介したウイルス拡散防止

と畜場における交差汚染防止のための消毒設備や、常設型消毒ポイントの設置を支援することにより、人・モノを介したウイルス拡散防止を徹底する。

3. 感受性動物対策

野生イノシシ対策と並行して、豚コレラの発生を抑止する地域限定の予防的ワクチン接種についても、貿易に与える影響も考慮しつつ、あらゆる可能性を検討。

- **早期出荷促進対策の働きかけ強化（再掲）**
- **備蓄ワクチン**

防疫上必要となる条件（地域内の関係者の同意、生体、肉及び肉製品の域外移出制限等）を満たすことの可能性について、関係県と有効な仕組みについて協議を継続。

- **マーカーワクチン**

マーカーワクチン（地域内の関係者の同意は必要だが、事前検査・モニタリングを条件とすれば接種豚の自由な流通が可能）について、製造企業からのデータの提供を受けて、現在の流行株への有効性を検証するとともに、必要な手続きを進める。

4. 早期経営再開の後押し

- **早期出荷促進対策の活用による衛生管理強化**

早期出荷促進対策のうち施設整備も含む衛生管理強化は発生農家も利用可能であることから、本対策の積極的な活用について働きかけを強化し、発生農家のバイオセキュリティ向上に取り組む。

- **生産者に対する丁寧な相談の実施**

県と連携し、丁寧に生産者に寄り添って相談に乗り、経営再開に向けた不安の解消や課題の解決に努めるとともに、手当金の早期支払い、支援策（家畜防疫互助基金、低利融資、早期出荷促進対策のうち衛生管理強化対策等）の活用を促進する。

5. 水際検疫体制強化

※アフリカ豚コレラ対策と共通

- ・ **関係省庁申合せ等に基づく、水際対策の継続的な推進**

「アフリカ豚コレラのウイルス分離を踏まえた侵入防止策の強化について（平成 31 年 4 月 22 日関係省庁申合せ）」等に基づき実行している下記事項について引き続き徹底するとともに、申合せ事項のフォローアップを実施していく。

また、家畜防疫官の増員や動植物検疫探知犬の大幅な増頭を目指していく。

- ・ **国際的な防疫対策の強化**

国際獣疫事務局を通じ、各国に情報開示を促すとともに、国際的な防疫対策の強化を図る。

水際対策強化の取組事例

「持ち出させない」ための制度の周知や啓発など広報の徹底

- ①関係省庁等と連携した海外での制度の周知
- ②出国時のチェックインカウンターや機内アナウンスによる制度の周知

「持ち込ませない」ための検疫体制の強化

- ①動植物検疫探知犬の増頭
- ②違法な肉製品の持ち込みへの対応の厳格化

（ 違法な持ち込みへの対応厳格化（本年 4 月）以降、逮捕事例
3 件（ベトナム人 1 人、日本人 2 人、タイ人 1 人） ）

「農場に入れない」ための国内防疫

- ①国内線における靴底消毒マットの設置推進
- ②野生動物侵入防止防護柵の設置支援